記者発表資料

令和５年３月２２日
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両の通行は、路面・橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第４７条の２第１項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
今回、下記のとおり特殊車両の指導取締りを行い、許可証不携帯車両１台に警告を行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導取締りを実施します。

１．実施日時：令和５年３月１３日（月）　１０：００～１２：００

２．実施場所：一般国道６号　いわき市錦町蒲田地内（勿来車両検測所）

３．特殊車両指導取締り結果

対象車両数	５　台
特殊車両通行許可遵守車両	４　台
違反車両（許可証不携帯）	１　台

４．実施状況





発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ　０２４６－２３－２２１１（代表）
管理課長　金野（こんの）　浩（ひろし）　（内線431）
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所　平維持出張所
ＴＥＬ　０２４６－２８－０６４４
出張所長　芳賀（はが）　重敏（しげとし）